

Bridge通信

No.24 平成26年3月発行

『事例』から学ぶ育児と労務管理のポイント

第13回 交通事故等による会社が抱えるリスク



先生、ご存じのとおり、新入社員の薬師が営業車両を一台つぶす交通事故を起こしてしまいました。実は、どう処分を下すべきか迷っているところです。反省しているし、経験の浅い新社員だから仕方がない、と考えて、今回は口頭注意のみの「訓戒」にとどめようと思うんですが…。

なるほど。懲戒処分を下す場合は色々迷ってしまいますよね。では今回は処分の妥当性を考える前に、従業員が車両を使って業務を行い、交通事故を起こしてしまった場合の、「会社が抱えるリスク」について考えてみましょう！



社務士さん
ここが知りたい！

『従業員の車両使用、交通事故等による会社が抱えるリスク』

会社が抱えるリスクとは、「法的リスク」と「社会的リスク」のことです。「法的リスク」とは以下の3つのことを指し、「社会的リスク」とは、一般消費者、世間からのバッシングや取引先からの契約解除等のことです。

- ① 民事上の責任 → 損害賠償責任
- ② 刑事上の責任 → 懲役・禁固・罰金等の刑罰
- ③ 行政上の責任 → 道路交通法に基づく運転免許の停止・取消等

上記①②③とも、原則として運転者個人が対象となるものですが、①については運転者に賠償能力が無い場合、従業員を使用している会社側に損害賠償責任が科せられる場合があります。次の法律条文がその根拠となります。

I 民法715条 「使用者責任」

→事業のために他人を使用する者は、被用者が事業の執行について、第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

II 自賠責法3条 「運行供用者責任」

→自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によって、他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。

上記法的リスクは、マイカーを業務で使用している場合にも適用され、通勤だけに使用している場合の事故についても同様に、会社が責任を問われる可能性があります。(福岡地裁 平成10年8月5日判決)

マイカーを使用している従業員については「任意保険」加入を義務付けたり、加入の有無や保険内容について必ず確認を行っておくべきです。

平成18年に起こった福岡市職員による飲酒運転で、幼い子供3人が死亡する事故が発生して以来、「被害者保護」の観点から賠償額の高額化傾向にあります。交通事故が起こらないよう、従業員への安全運転教育の実施、保険内容の確認を定期的に行い、リスク回避に努めましょう！



なるほど！早速、マイカー通勤者から任意保険のコピーをもらうようにします！

(有)上東労務管理事務所

子育て支援研究室 Bridge

鹿児島市薬師二丁目24番26号

TEL 099-250-6985 FAX 099-250-6680

上東事務所

 Click

ホームページもご覧ください